

商業登記申請はオンライン申請が便利です！

商業登記オンライン申請のメリット

無料ソフトで登記申請書が簡単に作れる！

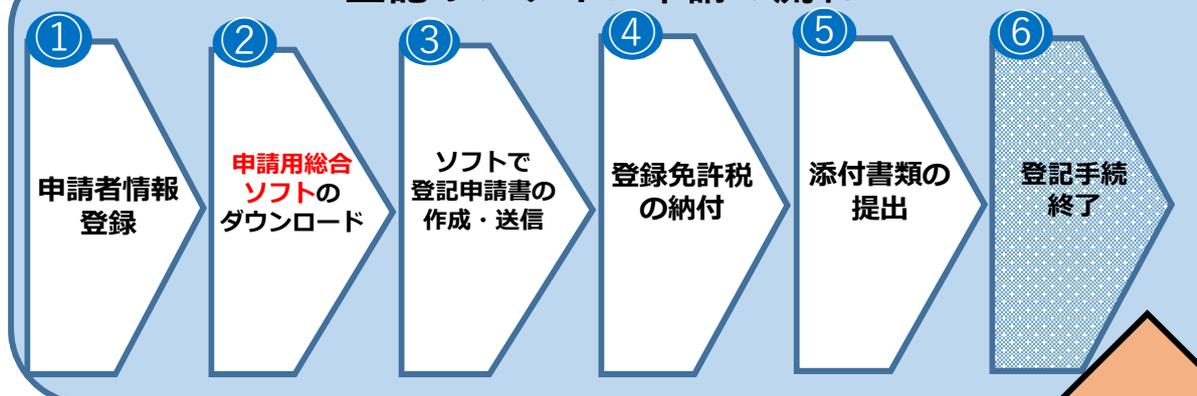
申請の処理状況、登記完了が分かる！

自宅やオフィスから申請できる！

窓口時間外（夜9時まで※）でも申請できる！

※17時15分を過ぎて申請情報が登記・供託オンライン申請システムに送信された場合は、申請情報を送信した日の翌日（翌業務日）に受付がされます。

登記オンライン申請の流れ



登記オンライン申請に必要なもの

パソコン



電子証明書



ICカードリーダー



**かんたん
証明書請求**
でWebブラウザ
から登記事項証
明書を請求

かんたん証明書請求

旭川地方法務局登記部門

TEL 0166-38-1161

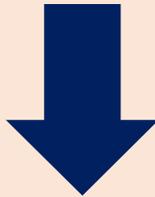
操作方法等の質問は

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

TEL 050-3786-5797

商業登記のオンライン申請の利用手順

① 事前準備



Webページから「申請者情報登録」をしてください（申請者ID及びパスワードを取得）。

申請者情報登録

Webページから申請用総合ソフトをダウンロードして、インストールしてください。

申請用総合ソフト

② 登記申請書の作成・送信



申請用総合ソフトより、登記申請書を作成・電子署名を付与し、これを送信してください。
※添付書類に電子署名を付与した場合は、当該添付書類を同時に送信可能です。

電子署名を行う場合、次のいずれかの電子証明書が必要になります。
①商業登記電子証明書、②公的個人認証サービス電子証明書（マイナンバーカードに格納）、③その他

③ 登録免許税の納付



登録免許税の電子納付をしてください。
※収入印紙で納付する場合は④と同時に提出

④ 添付書類等を登記所に提出

登記申請書の添付書類を紙面で提出する場合は、郵送または窓口で登記所に提出してください。
※②で添付書類に電子署名を付与して同時に送信した場合は提出不要です。

申請後は処理状況を
ネットで確認可能！

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

会見・報道・お知らせ 法務省の概要 試験・資格・採用 政策・審議会等 申請・手続・相談窓口 白書・統計・資料

トップページ > 法務省の概要 > 組織案内 > 内部部局 > 民事局 > 登記・商業・法人登記 > 一人会社の設立登記申請は完全オンライン申請がおすすめです！

一人会社の設立登記申請は完全オンライン申請がおすすめです！

一人株式会社又は一人合同会社（以下「一人会社」といいます。）を設立する場合は、公的個人認証サービス電子証明書を取得すれば、申請書情報及び全ての添付書類に必要な電子署名を付与できますので、添付書類を管轄の法務局に別途持参することなく、設立登記を完全オンラインで申請することができます（なお、この場合では、株式会社の設立登記には、公証人の認証を受けた電子定款を添付する必要があります。）

詳しくはこちら

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00117.html

登記・供託オンラインシステムのホームページ

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

登記ねっと

検索